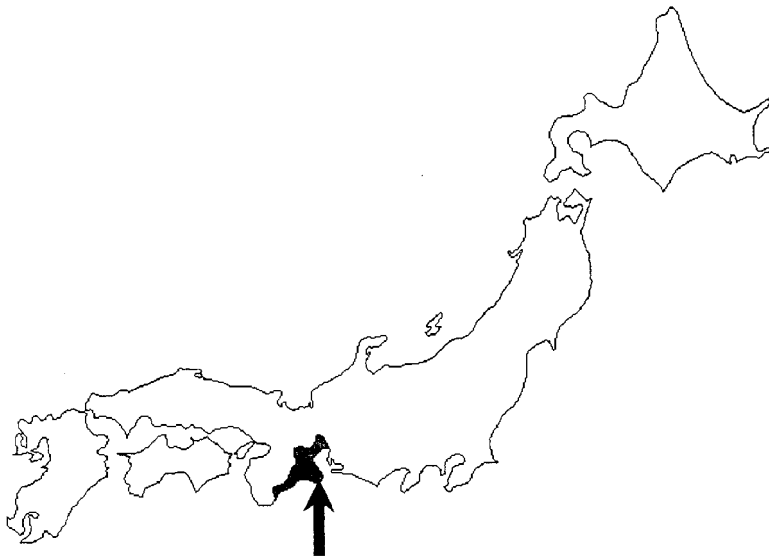


— 子ども虐待対策における市町村の役割を考える —
志摩市子ども家庭支援ネットワークの取り組み

志摩市福祉事務所 児童福祉課 澤田 真仁

※H18.4.1



【人口】 60,691人 (うち18歳未満 9,552人)

【世帯】 22,080世帯

【保育所】 認可保育所: 21か所

認可外保育施設: 4か所

【幼稚園】 市立幼稚園: 11園

【小学校】 市立小学校: 21校

【中学校】 市立中学校: 11校

【高校】 県立高校: 2校

【子育て支援】 地域子育て支援センター: 2か所

子育て支援室: 1か所

児童館: 3館

放課後児童クラブ: 2か所

※平成16年10月1日、旧志摩郡5町(浜島町・大王町・志摩町・阿児町・磯部町)が合併し志摩市へ。

1 ネットワークの沿革

H14. 5 阿児町児童虐待防止ネットワーク

H16.12 志摩市児童虐待防止ネットワーク

H17. 6 志摩市子ども家庭支援ネットワーク
(要保護児童対策地域協議会)

2 地域の課題（活動の原点）

1. 虐待だと認識できない
2. 通告への心理的ハードル（不安）
 - ①「保護者との信頼関係が崩れる」
 - ②「本当に虐待か分からない」
 - ③「私たちが頑張る」
 - ④「守秘義務がある」
3. 相互理解が不十分
4. 教育・保育現場の負担が重い

3 ネットワークでの取り組み

1. 連携のための具体的な仕組み

【3層構造の会議】

(1) 代表者会議： 機関(組織)の代表者 / 年3回

- ①市全体のシステムの協議
- ②職種全体の意見の集約
- ③職種全体への周知・啓発 など

(2) 個別ケース検討会議： 直接担当者 / 必要時

- ①情報共有
- ②支援策の検討
- ③役割分担の確認 など

(3 ネットワークでの取り組み)

(3)実務者会議： 実務者 / 月1回

※行政機関・子ども在籍機関・子育て支援機関の実務者で構成。

- ①ケースの進行管理・総括
- ②援助内容の評価
- ③児童家庭相談援助業務とリンク
- ④他組織との連絡・調整 など

(3 ネットワークでの取り組み)

2. 「安心」をキーワードに機関と機関をつなぐ 【コーディネート機能】

- ①子どもが守られる「安心」
- ②保護者が支えられる「安心」
- ③機関どうしが支え合う「安心」

志摩市子ども家庭支援ネットワーク

■代表者会議

【構成】

- 関係機関等の代表者

【内容】

- 市全体のシステムの協議
- 情報交換・意見交換
- 所属職種からの意見集約
- 所属職種への周知・啓発 など

■実務者会議

【構成】

- 行政機関

児童相談所 児童福祉課
福祉事務所(家庭児童相談室)
保健センター 教育委員会

- 子どもの在籍機関

幼稚園 保育所 児童館・放課後児童クラブ
小学校 中学校 高校

- 子育て支援機関

子育て支援センター 子育て支援室

【内容】

- 市全体のケースの進行管理・総括
- 定例的な情報交換
- 児童家庭相談受理会議
- ワーキンググループ
- 他ネットワークとの連携・調整 など

■個別ケース検討会議

【構成】

- 個別の要保護児童や家庭について

・直接関わっている機関
・今後、関わりが必要と思われる機関

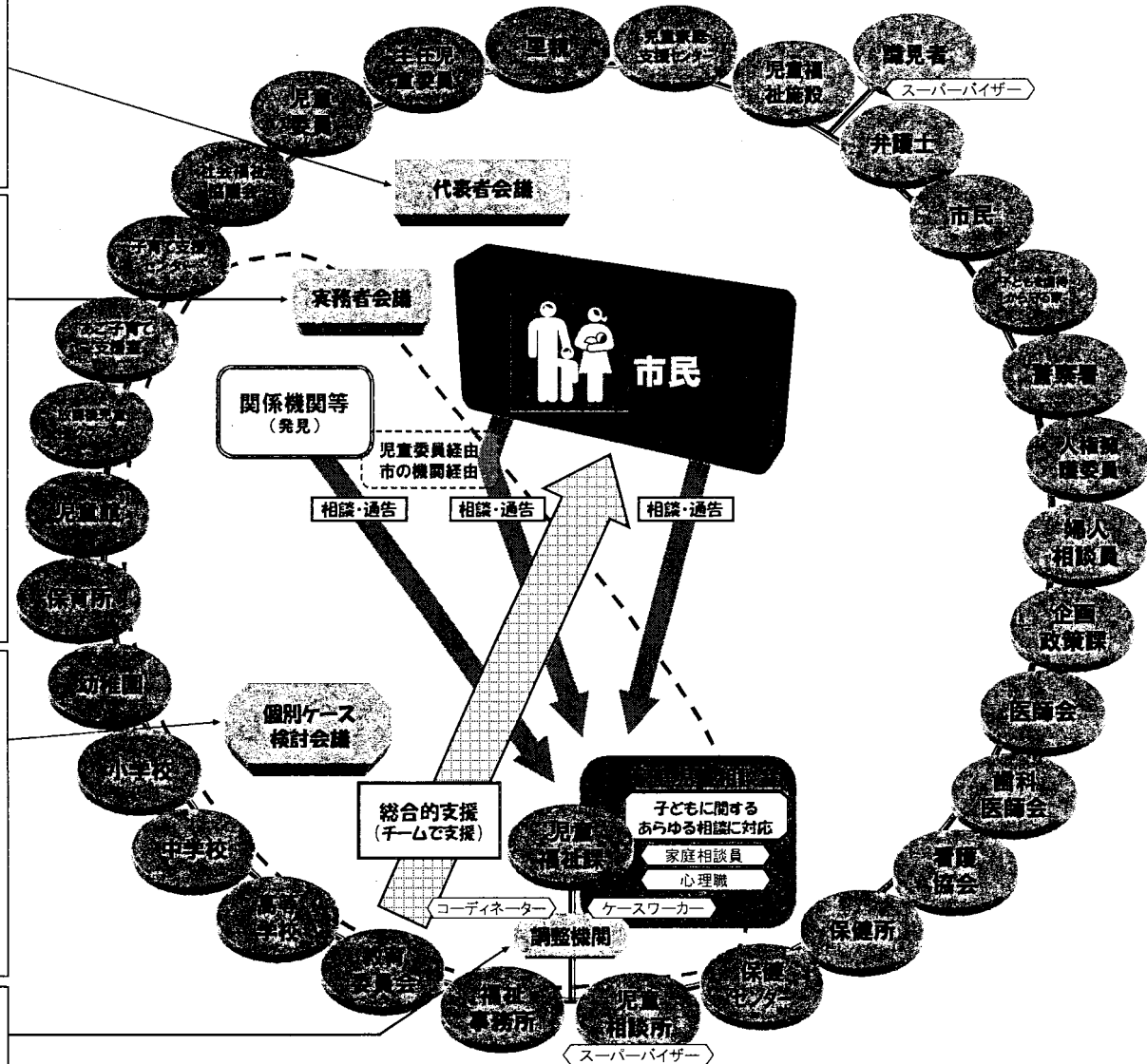
【内容】

- 具体的な支援策の検討
- 状況把握や問題点の確認
- 支援の経過確認・評価、新たな情報の共有
- 支援方針の確立、役割分担の確認
- 主担当機関・キーパーソンの確認
- 支援方法や支援計画の検討 など

■調整機関：児童福祉課

【職務】

- ネットワークに関する事務の総括
- 関係機関等との連絡調整
- 要保護児童等に対する支援の実施状況を把握
- ネットワークの事務局として庶務を処理すること



4 「動くネットワーク」であるために

1. スーパーバイザーの確保

- ①識見者 …… 取り組みの方向性を誤らないように
- ②児童相談所 …… 日常的に助言・指導

2. 児童相談所との協働

- ①市への通告はすべて児童相談所へ→助言・指導・協働
- ②情報・認識の共有
- ③3層すべての会議に児童相談所が参画
- ④県と市との役割分担のすり合わせ

(4 動くネットワークであるために)

3. 取り組み

(1) 手づくりのマニュアル

- ① “知恵を出し合って支え合う”
- ② 認識を深め、常に虐待への視点を持つ
- ③ 常にバージョンアップ

(2) “宿題方式”の会議

- i 職種全体の意見を持ち寄って会議に出席
- ↓
- ii 会議で話し合う
- ↓
- iii “宿題”を職種全体へ持ち帰る

